

令和6年 第6回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年6月28日（金） 午後2時00分～

2. 場 所 颯娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
			13 番	大坪 幸博
			16 番	松村 孝徳
			19 番	宮原 俊郎
			5 番	東垂水 勝秀
			8 番	永山 明美
			11 番	下之門 信洋
			14 番	桑代 純一
			17 番	池田 慎

4. 欠席委員(3人)

12 番 六反田 達郎 15 番 栢川 明子 18 番 梶山 俊孝

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 35 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日 程 第 6 議案第 36 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 7 議案第 37 号 農地法第 5 条許可の取消について
- 日 程 第 8 議案第 38 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 9 議案第 39 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 10 議案第 40 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画に対する意見決定について
- 日 程 第 11 議案第 41 号 非農地証明願について
- 日 程 第 12 議案第 42 号 令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状

況その他事務の実施状況の公表（案）の承認について

- 日程第 13 議案第 43 号 辞任に対する意見決定について
- 日程第 14 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
農政係長 折尾 武志 松下 剛史
農地係長 神村 洋一 赤崎 隆明

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。六反田委員、栢川委員、梶山委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で、会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 6 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、その他資料の 1 冊をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般の報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により、8 番永山委員、9 番福元委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日 6 月 28 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長
農地係長

日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

説明致します。3ページ～10ページでございます。

資料の訂正がございます。資料9ページの審議番号34番につきましては合意解約の通知未達により、今回の通知事案から外れますので、34番については削除をお願いします。よって、今回の農用地利用集積計画の合意解約による通知事案は38件となります。

貸人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外37件です。貸人主導によるもの15件、借人主導によるもの23件です。地目の内訳は、田6筆3,768㎡、畑56筆89,079㎡の合計62筆92,847㎡で颯娃地域8件、知覧地域10件、川辺地域20件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

議長
委員
議長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長
農政係長

続きまして、日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

資料は12ページからになります。今回は新規認定2件、再認定6件です。新規認定の整理番号1番は〇〇〇〇さんで水稻・茶・露地野菜の複合経営であります。農地の集積や新品種の導入、制度資金等の活用による機械更新等により経営の安定を図るものであります。

整理番号2番の〇〇〇〇さんは、茶の専業で有機栽培茶の普及・拡大により経営の安定を図るものであります。

再認定6件の内訳としましては、お茶の専業4件、露地野菜等の複合経営が2件、地域別で颯娃3件、知覧2件、川辺1件であります。

資料の15ページが一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長
委員
議長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長

次に日程第5 議案第35号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。東垂水委員お願いします。

5 番委員

報告いたします。

17 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 18 頁から 21 頁になります。申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番 畑 1,068 m²ほか 1 筆の計 2,120 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で農業を営んでおり、既存の倉庫が手狭なため、申請地に農業用倉庫 1 棟 196 m²と駐車場を整備するため、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。

申請地の北側西側は市道に、南側は畑に、東側は畑と宅地に接しています。現状のままで利用しますが、緩衝地を設けるので土砂流出等の恐れはなく雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
13 番委員

次に、大坪委員お願いします。

報告いたします。

17 頁の審議番号 2 番です。関連資料は 22 頁から 25 頁になります。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。

申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番、田 471 m²で〇〇自治会に位置します。

住宅建設のため、令和 6 年 4 月 2 日付けで農用地区域から除外認可及び転用許可の譲受人である〇〇〇〇さんが諸事情により住宅建設を断念し、従前の農用地区域に戻すため、農用地区域への編入が必要となったものです。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番の用途区分変更については、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

審議番号 2 番の農振編入については、申請地は西側周辺において 10ha 以上の一団の農地が広がっており、良好な営農条件を備えている区域内にある土地改良事業の受益地であることから、妥当な変更であると判断されます。

なお、編入理由につきましては、資料 22 頁の変更理由にある通り、やむを得ないものと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 35 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 35 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 6 議案第 36 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係 説明いたします。27 号～28 号の 3 条所有権移転 12 件でございます。

譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 7 筆 3,635 m²、畑 17 筆 11,441 m²の合計 24 筆 15,076 m²で理由につきましては、規模拡大 4 件、相手方の要望 8 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が 225 千円から 238 千円、畑が 91 千円から 602 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田が 236 千円、畑が 220 千円でございます。

地域別では、潁娃地域 5 件、知覧地域 3 件、川辺地域 4 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 29 号～39 号の調査書、営農計画書及び誓約書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、〇〇委員が 1 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 36 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第 36 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

それでは、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 36 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり
り適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。〇〇委員の入室を許可
いたします。

(入 室)

議長 〇〇委員に報告いたします。

議案第 36 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どお
り適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 7 議案第 37 号「農地法第 5 条許可の取消について」を議
題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。資料の 41 頁～46 頁でございます。

資料の訂正がございます。

資料 41 ページの取消理由部分の「当初、所有権移転の許可を得た」とあり
ますが、「当初、農地法第 5 条の許可を得た」に訂正をお願いします。

申請人のうち譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の
〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇番 田 471 m²で転用目的は一般住宅で権利
の種類は所有権移転です。

取消理由につきましては、先ほどの農振編入で説明しましたので省略しま
す。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 37 号「農地法第 5 条許可の取消について」は、申請どおり取り消
しを許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 37 号に係る案件については、申請どおり取り消しを許可す

ることに決定いたします。

議長 次に、日程第8 議案第38号「農地法第5条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、現地調査員から報告をお願いします。東垂水委員をお願いします。

5番委員 報告いたします。48 ㊦の審議番号1番で、関連資料は49 ㊦から53 ㊦になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんで、譲渡人は同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんと知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番 畑 1,068 m²ほか1筆の計 2,120 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請理由及び被害防除対策等につきましては、先ほど農業振興地域整備計画変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議長 次に、審議番号2番から3番まで福元委員をお願いします。

9番委員 続きまして48 ㊦の審議番号2番です。関連資料は54 ㊦から58 ㊦になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇、譲渡人は大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 542 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内で〇〇業を営む法人であり、申請地と隣接する宅地を合わせた宅地分譲を行うものです。申請地の北側東側南側は宅地に、西側は畑に接しています。現状のままで利用しますが、境界にはブロックのよう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枳へ污水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして48 ㊦の審議番号3番です。関連資料は59 ㊦から62 ㊦になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 220 m²ほか1筆の計 495 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の個人であり、借家が手狭になったことから、申請地に一般住宅を建築するものです。申請地の北側は畑に、東側南側は市道に、西側は用悪水路に接しています。現状のままで利用しますが、境界にはブロックのよう壁を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枳へ、污水・生活雑排水は下水道へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容，添付書類及び現地調査により確認されていますので，適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては，市の農業振興地域整備計画に定められた農用地域内にある農地であり，耕作又は養畜の業務のため，営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

また，農用地域内農地に区分されるため，県常設審議委員会の意見聴取となります。

所有権移転の審議番号 2 番の農地区分としては，用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第 3 種農地に区分されます。

所有権移転の審議番号 3 番の農地区分としては，農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 38 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は，審議番号 1 番については，許可相当で県農業会議へ意見聴取することとし，その他の 2 件については申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 38 号について，審議番号 1 番の 1 件は県農業会議へ意見聴取することとし，その他の 2 件は申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に，日程第 9 議案第 39 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。65 頁をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん，譲受人は同じく知覧町〇〇の〇〇〇〇さんほか 4 件です。設定面積は畑 5 筆 5,517 m²で，理由につきましては，規模拡大 2 件，受贈 3 件です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては，畑が 275 千円でございます。地域別では知覧地域 3 件，川辺地域 2 件

です。

続きまして、67 号～77 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 78 件です。設定面積は、田 32 筆 23,429 m²、畑 81 筆 93,820 m²の合計 113 筆 117,249 m²で、穎娃地域 21 件、知覧地域 8 件、川辺地域 50 件となっております。

続きまして、79 号～81 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 13 件です。設定面積は、田 5 筆 5,697 m²、畑 28 筆 43,766 m²の合計 33 筆 49,463 m²で、穎娃地域 3 件、知覧地域 5 件、川辺地域 6 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 37 番から 42 番、〇〇委員が 45 番から 49 番、〇〇委員が 66 番から 67 番、使用貸借権のうち〇〇委員 9 番から 11 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員

67 号の 2～5 番と 76 号の 78 番の賃借料は相違ないか。

農地係長

確認を行い後もって報告いたします。

議 長

他にないでしょうか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

賃借料については、後ほど報告とのことですので、質問、御意見がありませんので採決いたします。

議案第 39 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長

引き続き、議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件

については、一括して議事を進行したいと思います。

御異議ございませんか。

関係委員

「異議なし」の声あり

議長

それでは、関係委員の退室を求めます。

(退室)

議長

これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり
適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については
申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可
いたします。

(入室)

議長

関係委員に報告いたします。

議案第 39 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり
適当意見とすることに決定されました。

議長

次に、日程第 10 議案第 40 号「農地中間管理事業に係る農用地利用等促進
計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長

資料は 83 ページになります。

今回の契約開始は令和 6 年 9 月 1 日開始分となっています。利用権を設定
する者は鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、川辺町〇〇の〇〇〇
〇さん外 11 件です。設定面積は、田 1 筆 1,776 ㎡、畑 11 筆 10,581 ㎡の合計
12 筆 12,357 ㎡で、頴娃地域 6 件、知覧地域 5 件、川辺地域 1 件となっております。

以上、すべての案件につきまして、その農用地のすべてにおいて耕作又は養
畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に
利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が
得られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 40 号「農地中間管理事業に係る農用地利用等促進計画」に係る案
件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 40 号に係る案件については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第 11 議案第 41 号「非農地証明願について」を議題といたします。現地調査員の報告を求めます。吉崎委員お願いします。

4 番委員 報告いたします。
85 号の審議番号 1 番です。関連資料は 88 号から 91 号になります。
申請人は所有者の相続人代表であります、東京都〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番 田 1,518 m²ほか 4 筆の計 2,939 m²で〇〇自治会に位置します。
申請人の父が平成 16 年頃までは農地として耕作していましたが、その後、不耕作となり、現状のとおり山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
続きまして 85 号の審議番号 2 番です。関連資料は 92 号から 94 号になります。
申請人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は頰娃町〇〇字〇〇〇番 畑 28 m²で〇〇自治会に位置します。
申請地は平成 9 年ごろの県道拡張時の残地として、隣接する宅地と一体で管理しており、市外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議長 次に、福元委員お願いします。
9 番委員 報告いたします。
85 号の審議番号 3 番です。関連資料は 95 号から 97 号になります。
申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番 畑 9.92 m²ほか 1 筆 計 174.92 m²で塘之池公園近くに位置します。申請地周辺は令和 6 年 3 月 21 日付けで〇〇へ転用許可済の場所です。
申請地は、土地の形状も狭小で、管理が行き届かないまま、雑木、雑草が生い茂り原野の状態で現在に至っており、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
続きまして、86 号の審議番号 4 番です。関連資料は 98 号から 100 号になります。
申請人は福岡市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺〇〇字〇〇〇番 畑 159 m²で〇〇自治会に位置します。申請地は、申請人が昭和 63 年に相続した土地であります、相続後、杉を植林するなどして、杉が生い茂り山林の状態で現在に至っており、県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

議長
13 番委員

以上で報告を終わります。

次に、大坪委員お願いします。

報告いたします。

86 号の審議番号 5 番です。関連資料は 101 号から 103 号になります。

申請人は、共有名義 5 人のうちの 2 人であります大阪府〇〇の〇〇〇〇さん、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番 畑 2,454 m²で〇〇自治会に位置します。申請地は、相当の期間耕作しないまま、雑木が生い茂り山林の状態で現在に至っており、市外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、86 号の審議番号 6 番です。関連資料は 104 号から 106 号になります。

申請人は、共有名義 5 人のうちの 2 人であります大阪府〇〇の〇〇〇〇さん、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番 田 604 m²ほか 2 筆の計 1,013 m²で〇〇自治会に位置します。申請地は、相当の期間耕作しないまま、杉が生い茂り山林の状態で現在に至っており、市外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして、87 号の審議番号 7 番です。関連資料は 107 号から 110 号になります。

申請人は、兵庫県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番 畑 216 m²で〇〇自治会に位置します。申請人の父が昭和 50 年頃までは農地として耕作していましたが、その後、不耕作となり、その状態で相続し、山林の状態で現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数や利用状況を、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を、考慮した上で、農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員

言葉の表現で用悪水路とか出てきますが、普通の水路とどう違うのかお聞かせください。

局長

地目のなかで、役所で管理されている部分の水路は、用悪水路と扱いと表示して

いる。

議 長
委 員
議 長

他にないでしょうか。

「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 41 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員
議 長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。よって議案第 41 号については、申請どおり証明書を交付することに決定いたします。

議 長

次に、日程第 12 議案第 42 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）の承認について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長

資料は、112 頁からになります。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。

令和 4 年度より、年度ごと最適化活動の目標等を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、法第 37 条の規定によりその結果を公表するとともに、都道府県知事に報告することになっております。

令和 5 年度の点検・評価については、112 頁の「Ⅰ 農業委員会の状況」、113 頁から「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の最適化活動の成果目標として（１）農地の集積、（２）遊休農地の発生防止・解消、（３）新規参入の促進、115 頁中段から最適化活動の活動目標として（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標、（２）活動強化月間の設定、（３）新規参入の相談会への参加の項目に対して農業委員会全体としての目標達成状況及び推進委員等の点検・評価結果になっています。

これらについては、遊休農地関係の調査や農地の担い手への集積など、目標に向かって委員の皆様積極的に活動頂いております。評価につきましては、目標を達成していない項目もございますが、少しでも目標に近づけるよう引き続き粘り強く活動を展開することが重要であります。

117 頁からは、「事務に関する点検」など、4 項目ありますのでお目通しをお願い致します。

以上で説明を終わります。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

17 番委員

114 頁の遊休農地の解消結果について、農業委員・推進委員として遊休農地問題をどう取り組むかを真剣に考える必要がある。達成状況 29.8%と少ない。総会終了

後に地域毎で話し合いを検討いただきたいと思います。

議長 農業従事者の推移をみてみましても、農業新聞で 2000 年頃からすると約半分になっていると出ていました。70 歳以上が全体の 60%だと、60 歳代が 20%，50 歳以下が 20%しかいない状況だということです。南九州市は、担い手が育成されていますので高いのかと思われます。狭小、条件不利地の対策が難しい。

茶価についても思わしくない。農政課の事業で茶園抜根もあり、申請が多くあり遊休農地対策の一貫にもなっている。

日常の中でお互いに情報共有を図れればと思います。

11 番委員 畑かんについては、茶園の抜根をしても借り手がいない。負担金の問題があり、農業委員だけでは解決できないものもある。市長とか農政課と語る会を持てればと思います。

議長 私もそこは思っています。現状を説明して政治的なものもあります。お茶の関係については、関係課で動きがありますのでその状況をみて判断したいと思います。

関係機関等との意見交換も行わないといけないと思っていた。開催するにあたり地区別にするのか、一カ所でやるのか、色々な案がありますが、その際は皆さん賛同いただけるということでご理解してよいですかね。これについては、やっていかないといけないと思っている。

議長 他に質問は、無いでしょうか。

農政係長 数値については、県との内容確認よりブレる可能性があることをご了承ください。

委員 「異議なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 42 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」について」は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第 42 号については、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 次に、本日、追加提出のありました議案第 43 号「辞任に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農政係長 説明いたします。

資料は本日配布しました資料です。〇〇委員，〇〇委員より、一身上の都合により辞表が提出されたところでございます。

辞任につきまして、農業委員の場合は農業委員会等に関する法律 13 条第 1 項に「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞職することができる。」推進委員においても同法第 23 条に「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。

農業委員会の同意は、総会出席委員の過半数の賛成により議決されるこ

とになっておりますので、審議をお願いいたします。

また、辞任の同意が得られた場合ですが、委員の補充につきましては、7月から募集を行う予定であります。

以上、審議方よろしくをお願いいたします。

議長 只今事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第43号「辞任に対する意見決定について」は、辞任に同意することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって議案第43号については、辞任に同意することに決定いたします。

議長 次に、日程第13「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

農地係長 先ほどの賃借料の確認について、報告いたします。

67ページの2から5番は8,000円、76ページの78番は6,000円で訂正をお願いいたします。

事務局長 今後の日程について連絡

議長 令和6年6月21日の全国農業新聞記事の説明

農政係長 ①農業委員、推進委員の募集要項（案）の説明

②鹿児島県農業委員大会の参加について

③農地バンクだよりの説明

4番委員 募集で地域指定は出来ないのか。

農政係長 農業委員については、地域指定は出来ない。

局長 令和7年4月1日から全て農地バンクに移行しますので把握しておいてください。

情報提供として豪雨による災害状況

4番委員 相続人不明の土地の確認はどこで良いのか。

局長 登記については法務局になるが、所有者不明農地の取り扱いは、農業委員会での手法もあるが模索中である。

議長 その他にありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第6回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後3時40分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 8番 _____

会議録署名委員 9番 _____